

令和3年(ヨ)第20013号 仮処分命令申立事件

決 定

大阪市阿倍野区阪南町一丁目18番19号

債権者 公益財団法人日本拳法会

同代表者代表理事 茂野 直久

同代理人弁護士 生沼 寿彦

同 濱田 俊亮

債務者 山本 隆造

債務者 藤川 義人

債務者 肥田 玄三

主 文

- 1 債務者らは、「日本拳法会」の名称を使用してはならない。

理 由 の 要 旨

(中略)

イ また、法人法7条2項の「不正の目的」とは、ある一般財団法人(公益財団法人)の名称を自分の名称等として使用することにより、自己の事業等をその名称によって表示される他の一般財団法人の事業等であるかのように一般人を誤認させる意図をいうと解される。

この点、債務者らは、債務者らが「日本拳法会」の名称を使用する理由は、債権者の活動の正常化を目的とし、自分たちこそが正当な「日本拳法会」の立場を顕現する者であるとの気持ちによるものであり、第三者に債務者らの事業等を債権者の事業等であるかのように誤認させる意図によるものではないなどと主張する。

しかし、(中略)のとおり、債務者らは、「日本拳法会」の名称を使用し、債権者ではなく債務者らこそが正当な「公益財団法人日本拳法会」ないし「日本拳法会」であるとして、債権者と競合し得る日本拳法に係る種々の活動を行っているのであるから、債務者らが日本拳法会の名称を使用する目的には、日本拳法に携わる関係者を含む一般人をして、債務者らの活動を債権者の事業であるかのように誤認させる意図も含まれているといえ、債務者らには不正の目的があるといえる。(後略)